

宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くことは、私たちの願いである。

障がい者の中には、生活の様々な場面において、十分な情報の取得やコミュニケーションを行うことの困難さを経験している人も少なくない。特に手話については、ろう者にとって、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育まれてきたが、これまで言語として認められてこなかったことや、使用が制約された時代もあったことから、ろう者は、多くの不便を強いられてきた。

このような状況の下、地域住民相互のつながりの強化を推進する本市としては、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、手話を含む言語その他の障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する環境づくりの推進を図る必要がある。

ここに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念等を明らかにして、その施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段 言語（手話（触手話及び弱視手話を含む。）を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (4) コミュニケーション支援者 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を用いて障がい者を支援する者をいう。
- (5) 合理的配慮 個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。
- (2) 障がい者と障がい者でない者が、互いに人格と個性を尊重すること。

- (3) 障がい者が、可能な限り、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択できること。
- (4) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、その利益を享受する主体であること。
- (5) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(利用の促進)

第7条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、障がい者及びその支援を行う者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用する機会を拡大するための施策
 - (2) コミュニケーション支援者を確保し、又は養成するための施策
 - (3) その他障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するために必要な施策
- (理解の促進)

第8条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解の促進を図るため、障がい者及びその支援を行う者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発
 - (2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
 - (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組への支援
 - (4) その他障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解を促進するために必要な施策
- (滞在者等への配慮)

第9条 市は、第7条の施策を行うに当たっては、本市に来訪し、又は滞在する障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。

(意見の聴取)

第10条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に当たっては、障がい者及びその支援を行う者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。